

西知多医療厚生組合公告第11号

西知多医療厚生組合健康増進施設の設置及び管理に関する条例（令和4年西知多医療厚生組合条例第4号）第17条第2項及び第20条第2項の規定に基づき、施設の設置の日以後の利用の申込みから適用される健康増進施設の利用料金の額を別表のとおり承認した。

令和5年11月14日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

別表 1 施設利用料金

利用区分	利用者の区分	単位	金額	摘要
プール	一般	1人1回	500円	正午から午後3時までの間に65歳以上の者が入場手続を行った場合の利用料金の額は、金額に100分の80を乗じて得た額とする。
	高校・大学生	1人1回	250円	
	小・中学生	1人1回	250円	保護者1人につき同伴の小学3年生以下の児童を2人まで無料とする。
	障害者（18歳以上）	1人1回	250円	障害者1人につき介助者1人を無料とする。
	障害児（18歳未満）	1人1回	0円	障害児1人につき介助者1人を無料とする。
	乳幼児	1人1回	0円	
トレーニングジム	一般	1人1回	500円	正午から午後3時までの間に65歳以上の者が入場手続を行った場合の利用料金の額は、金額に100分の80を乗じて得た額とする。
	高校・大学生	1人1回	250円	
	障害者（18歳以上）	1人1回	250円	障害者1人につき介助者1人を無料とする。
	障害児（18歳未満）	1人1回	0円	障害児1人につき介助者1人を無料とする。
プール及びトレーニングジム	一般	1人1回	800円	正午から午後3時までの間に65歳以上の者が入場手続を行った場合の利用料金の額は、金額に100分の80を乗じて得た額とする。
	高校・大学生	1人1回	400円	

	障害者（18歳以上）	1人1回	400円	障害者1人につき介助者1人を無料とする。
	障害児（18歳未満）	1人1回	0円	障害児1人につき介助者1人を無料とする。

備考

- 1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 障害者及び障害児 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。
 - (2) 高校・大学生 高等学校及びこれに準ずる学校の生徒並びに大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。
- 2 学校等の水泳授業にて利用する場合、児童等の利用料金は無料としない。ただし、教員及び水泳授業に関わる付添人については利用料金を無料とする。

別表2 回数券料金

利用区分	利用者の区分	単位	金額	摘要
プール	一般	11回分	5,000円	
	高校・大学生	11回分	2,500円	
	小・中学生	11回分	2,500円	
	障害者（18歳以上）	11回分	2,500円	障害者1人につき介助者1人を無料とする。
トレーニングジム	一般	11回分	5,000円	
	高校・大学生	11回分	2,500円	
	障害者（18歳以上）	11回分	2,500円	障害者1人につき介助者1人を無料とする。
プール及びトレーニングジム	一般	11回分	8,000円	
	高校・大学生	11回分	4,000円	
	障害者（18歳以上）	11回分	4,000円	障害者1人につき介助者1人を無料とする。

備考

- 1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ前項に定めるところによる。
 - (1) 障害者及び障害児 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

(2) 高校・大学生 高等学校及びこれに準ずる学校の生徒並びに大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。

2 学校等の水泳授業にて利用する場合、回数券料金を適用しない。

別表3 駐車場利用料金

区分	単位	金額	摘要
入庫日に駐車場の利用を終了した場合	1日	平日 300円	施設利用者は利用当日に限り無料とする。
	1日	土日祝 500円	
入庫日の翌日以後に駐車場の利用を終了した場合	前項に定める額に、入庫日の翌日以後の部分について1単位時間につき500円を乗じて得た額を加算した額		

備考

1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 入庫日 駐車場に自動車を入庫した日をいう。

(2) 1単位時間 自動車1台につき1日(1日未満は、1日とする。)の利用時間(休館日において駐車している時間を含む。)をいう。